

1

令和 7 年第 2 回

多治見市議会臨時会議案

令和 7 年 5 月 9 日

目 次

報第3号	専決処分の報告について	1
報第4号	専決処分の報告について	2
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	5
承第3号	専決処分の承認を求めるについて	8
承第4号	専決処分の承認を求めるについて	10
議第47号	物品供給契約の締結について	11
議第48号	訴えの提起について	12
議第49号	多治見市固定資産評価員の選任について	14

報第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第4号

工事請負契約の変更について

令和6年5月13日議第49号をもって議決を経た養正交流センター施設整備工事建築工事に係る新興建設株式会社との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月7日

多治見市長 高 木 貴 行

契約金額「362,780,000円」を「371,682,300円」に変更する。

報第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第5号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

多治見市長 高 木 貴 行

1 権利放棄の内容 水道料金の未収金

2 債務者 3 権利放棄する金額

2 債 務 者			3 権利放棄する金額
	住 所	氏 名	計 956,228 円
債務者 1	*****	***** ** *****	6,017 円
債務者 2	****	** *	2,244 円
債務者 3	*****	** **	2,266 円
債務者 4	****	***** ** *****	1,458 円
債務者 5	****	** **	197,618 円
債務者 6	****	** *	22,536 円
債務者 7	****	** **	14,005 円
債務者 8	****	** **	3,377 円
債務者 9	****	***** ** *****	1,254 円
債務者 10	*****	** **	526,652 円
債務者 11	**	***** ** ***** ***** *****	15,411 円
債務者 12	****	** **	1,254 円
債務者 13	*****	** **	18,601 円
債務者 14	*****	***** ** ***** *****	10,934 円
債務者 15	****	** **	15,077 円
債務者 16	*****	** **	45,285 円

債務者 17	* * * * *	* * * * *	4,576 円
債務者 18	* * * *	* * * *	8,426 円
債務者 19	* * * *	* * * *	11,468 円
債務者 20	* * * *	* * * *	6,039 円
債務者 21	* * * *	* * * * *	8,756 円
債務者 22	* * * *	* * * * *	29,685 円
債務者 23	* * * *	* * * * *	3,289 円

4 権利放棄の理由

債務者 1 から 19 まで	債務者が無資力・所在不明・支払いに応じない等のため、対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。
債務者20から22まで	債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。
債務者 23	破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。

承第2号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第6号

多治見市税条例の一部を改正するについて

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市条例第15号

多治見市税条例の一部を改正する条例

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第41条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第72条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第78条中「第76条第4項」を「第76条第3項」に改める。

第92条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「、又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第98条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第92条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第99条第2項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第149条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第156条中「第148条」を「第147条」に改める。

附則第9条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マン

ションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第18条第2項第2号中「第39条第1項」を「第38条第1項」に改め、同項第4号中「附則第4条の3」を「附則第4条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 改正後の多治見市税条例（以下「新条例」という。）第92条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第9条の3第12項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

承第3号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第7号

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市条例第16号

多治見市都市計画税条例の一部を改正する条例

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第14項中「第34項まで若しくは第38項」を「第33項まで若しくは第44項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

承第4号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第8号

多治見市入湯税条例の一部を改正するについて

多治見市入湯税条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市条例第17号

多治見市入湯税条例の一部を改正する条例

多治見市入湯税条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第47号

物品供給契約の締結について

消防団用消防ポンプ自動車購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和7年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 消防団用消防ポンプ自動車購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 25,300,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- 1 事件名 損害賠償請求事件

- 2 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 高木 貴行
被告 *
* * * *

3 事件の概要

- (1) 被告は、令和6年6月22日午後7時55分頃、原告の所有する車庫（所在地：多治見市青木町17番地。以下「本件車庫」という。）に対し、被告の運転する車両で衝突し、車両単独事故（以下「本件事故」という。）を起こした。本件事故により、本件車庫のシャッター、本件車庫内に停車していた普通貨物自動車前部及び消火栓標識（訴外企業所有）が破損した。
- (2) 普通貨物自動車については、令和6年10月25日に被告が訴外企業に修理費用を支払い、同年12月6日及び7日に修理が行われた。
- (3) 本件車庫のシャッターの修理に係る経緯は、次のとおりである。
- ア 令和6年11月18日、原告は、被告に対し、書面によりシャッターの復旧工事を求める旨を通知した。なお、この書面において通知した修理費用の見積額は、693,000円である。

イ 令和7年1月7日、原告は、被告から修理費の支払いに応じかねる旨の文書を受領した。

ウ 原告は、昨今の物価高騰により、修理費が膨らむことを避けるため、早急に修理を行うこととし、かつ、訴外企業と交渉を行い、572,000円で修理を発注した。

エ 令和7年3月25日にシャッターの修理が完了し、原告は訴外企業に修理費用を支払った。

オ 令和7年4月1日に、原告は、被告に対し、572,000円の支払いを求める文書をFAXにて送付した。支払い期限は、書面の到着後2週間以内である。

カ 被告から、シャッターの修理費用の支払いはない。

4 請求の要旨

(1) 被告は、原告に対し、金629,200円（572,000円に加え、弁護士への委託費用として1割）及びこれに対する令和6年6月22日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

5 訴訟物の価額 一金 629,200円

6 その他 本件については、必要に応じ、上訴その他必要な措置を行うことができるものとする。

議第49号

多治見市固定資産評価員の選任について

令和7年4月1日付けの人事異動により、本市固定資産評価員 大山 克則氏から辞任申出があったため、新たに次の者を固定資産評価員に選任するにつき、議会の同意を求める。

令和7年5月9日提出

多治見市長 高 木 貴 行

住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
* * * * * * * * * * * * * * *	市岡 孝臣	* * * * *	多治見市税務課長